

<対策のポイント>

東日本大震災を起因とする山腹崩壊地等における復旧整備を実施し、国民の安全・安心の確保を図ります。

<政策目標>

帰還困難区域等の解除に伴い対応可能となった山腹崩壊地等における復旧整備の完了

<事業の内容>

1. 東日本大震災を起因とする山腹崩壊地等における復旧整備

東日本大震災では、津波により海岸防災林が広範囲に被災するとともに、山間部でも多数の山地災害が発生しました。

被災した海岸防災林については令和7年度までに復旧対策が完了予定であり、東日本大震災を起因とする山腹崩壊地のうち、帰還困難区域を除く地域では、令和2年度までに復旧対策が完了しています。

令和8年度においては、帰還困難区域の解除等に伴い、地域住民の帰還環境を整備するため、当該区域における山腹崩壊地等の復旧対策を実施します。

<事業の流れ>



1/2



<事業イメージ>

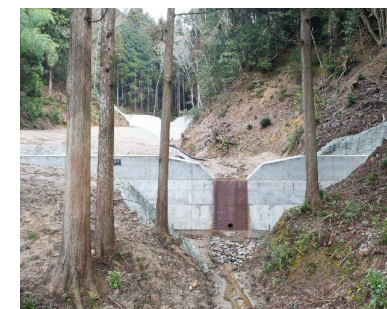
○帰還困難区域の復旧・再生



東日本大震災の発生により山腹崩壊が新たに発生



令和5年台風第13号により山腹が拡大崩壊し下流保全対象が被災



土砂流出防止のための治山ダムの整備